

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存活用の現況と今後の方針

本市には、国指定5件、県指定6件、市指定56件の指定文化財が存在するほか、国の記録選択（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）が2件、登録有形文化財（建造物）2件がある。これらの文化財は、本市の歴史や文化、自然環境を伝える貴重な地域資源として、後世に継承していく必要がある。

本市では、令和3年（2021）3月に「第5次新庄市総合計画」を策定し、本市が目指す将来像を『「住みよさ」をかたちに 新庄市』として、教育分野において「文化芸術の振興」を施策として、①伝統文化の継承とふるさと意識の醸成、②文化財の保存活用と継承のための取り組みを推進していくこととしている。

指定等文化財については、文化財保護法や山形県文化財保護条例、新庄市文化財保護条例のほか関係法令などに基づき、歴史的建造物の保存修理や耐震補強を実施し、所有者や管理者が適切な保存管理を行うことができるよう、行政が指導・助言を行いながら、保存活用に向けた支援を実施している。今後も所有者や管理者、保存団体などと連携し、適切な保存管理に努めていくものとする。また、歴史的建造物周辺の環境整備や、伝統的な行事などの継承と担い手の育成・確保、歴史的風致に対する認識の向上などの課題解決に向けて、普及啓発や情報発信を強化することで郷土愛やふるさと意識を醸成し、歴史的資源を活用した地域づくりに繋げられるよう市民と行政が一体となった取り組みを進め、さらには、点から面へ展開していくことで、観光交流の拡大に繋げていくものとする。

このほか、本市には未指定の歴史的建造物等も数多く存在することから、所有者の理解と協力のもと計画的に調査を継続して指定等を行い、必要に応じて保護措置を講じていくものとする。また、未指定も含めた文化財の保存や、活用の総合的な方針を定める「文化財保存活用地域計画」などの作成についても検討することとする。

市内の各文化財の類型ごとの保存活用の方針は、以下のとおりである。

【有形文化財（建造物、美術工芸品）】

本市の有形文化財建造物については、国指定2件、国登録2件、県指定1件、市指定6件の合計11件であるが、その内訳は、市が保存管理を行う建造物が3件、氏子総代会などが保存管理を行う建造物が8件となっている。それぞれ、所有者や管理者と連携し現状把握に努めているが、今後も、より適切かつ効率的な保存管理を行うため、国・県及び所有者などと連携を密にし、計画的な保存管理に努め、効果的な活用を図っていくものとする。

絵画や彫刻、工芸品、考古資料などの美術工芸品については、寺社などの所有となっているものが多く、引き続き適切な保存に向けて啓発を行うとともに、所有者との連携・調整により公開活用についても検討するものとする。

【民俗文化財（有形民俗文化財、無形民俗文化財）】

民俗文化財については、「新庄まつりの山車行事」がユネスコ無形文化遺産に登録、国の重要無形民俗文化財に指定されているほか、国の記録選択2件、県指定2件、市指定5件の合計10件である。

これらの民俗文化財においては、それぞれ保存会などが組織され、地域住民などの努力により保存継承や技の伝承などが行われているが、組織の高齢化や後継者不足、財源不足などの課題を抱えている。これらの諸課題の解決に向けて、各団体や地域との連携を強化し、必要な支援を講じながら後世への継承を図るものとする。

【記念物（史跡、名勝、天然記念物）】

本市の記念物については、国の史跡1件、名勝1件のほか、県指定天然記念物1件、市指定史跡9件、市指定天然記念物7件の合計19件である。

これらの記念物については、保存会や地域住民などにより保全されてきたものが多く、今後も地域住民などの理解や協力が必要となる。市が令和3年（2021）に実施した「歴史まちづくりに関するアンケート」の調査結果では、市指定の史跡についての認知度が著しく低い結果となっており、情報発信や普及・啓発を強化していく必要がある。また、地域コミュニティの希薄化が進む中で、地域活動への参加が減少していくことが危惧されている。そのため、現在活動している団体の取り組みについて積極的に周知し、自発的な参加が得られるよう機運の醸成を図る。

【未指定の文化財】

歴史的建造物等の未指定の文化財については、これまでも調査研究を行ってきたが、その価値や保護措置の必要性などについて審議し、指定がふさわしいと判断されたものについては、市指定や国の登録有形文化財の登録等について検討する。

また、蔵や旧家などの歴史的建造物については、空き家化や所有者の高齢化が進んでいることから、所有者への意向調査や保存活用に向けた支援などについての検討を行い、歴史的風致形成建造物の指定等により必要な保護措置を講じていくものとする。

地域単位で受け継がれてきた伝統行事や民俗芸能、神社仏閣で行われている祭礼などについては、今後も活動が継承されるよう地域コミュニティを支援し、担い手を育成することで保存継承に努める。

そのほか、「文化財保存活用地域計画」の作成と合わせ、街道や昔の街なみ、里山など、地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観などについては、その価値が多く市民に理解され継承されていくための独自の認定制度を創設するなど地域づくりと一体となった枠組みづくりについても検討を行う。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財建造物については、経年劣化などの外的要因による毀損^{きそん}などを招く恐れがあり、日常点検や適切な維持管理を行い、必要に応じて修理や整備を実施するものとする。

指定等文化財を維持するための修理及び整備にあたっては、文化財の価値を維持することを目的とし、文化財保護法、山形県文化財保護条例、新庄市文化財保護条例に基づくとともに、文化庁、山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課、新庄市文化財保護審議会など関連機

関や専門家の指導を受け、適切な修理や整備が行われるように対応する。また、所有者や管理者の財政的な負担を考慮し、修理事業などの支援や各種財団などの補助制度を積極的に活用するよう助言を行う。

大規模修繕などを実施する場合は、市民向けに改修現場見学会を開催するなど、修理の材料や過程、伝統技法に対する理解を深めるような機会の創出に努めていく。

（３）文化財の保存活用を行うための施設に関する方針

本市では、新庄ふるさと歴史センターが文化財を展示・活用する施設となっている。この施設は、新庄城址・最上公園内に昭和 58 年（1983）に開館し、新庄まつりの最優秀山車 2 台を展示する「山車会館」と、考古資料から城下町・新庄の歴史的変遷に関する資料を展示する「歴史民俗資料館」、一万点を超える農耕民具などを展示する「雪国民俗館」などの機能を有しているが、開館から約 40 年が経過し、施設の老朽化や空調設備の更新、バリアフリー対応などの課題が山積しているため、改修や改築を含めて今後の方向性を検討する必要がある。



新庄ふるさと歴史センター

また、登録有形文化財（建造物）である旧農林省積雪地方農村経済調査所と旧農林省蚕糸試験場新庄支場では、それぞれの施設の歴史的価値の高い資料を展示しているが、それぞれのテーマに沿った企画展や展示替えなどにより活用を促進する必要がある。

国の重要文化財（建造物）である旧矢作家住宅については、現在、保存修理事業が進められているが、今後は、保存活用計画を策定し、さらなる保存活用を図るものとする。

このほか、文化財関係団体や観光部門と連携し、観光案内施設の受入環境を整備するとともに、説明板や案内板・誘導サインなどの設置を推進する。設置については、景観に配慮したデザインとし、外国人観光客にも対応した多言語の案内表示による整備を行うものとする。

さらに、点在する文化財をつなぐまち歩きルート⁹の設定や新庄駅からの二次交通⁹の整備、文化財周辺の環境整備として駐車場やトイレなどの設置・改修を行い、文化財の周知・活用を推進する。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境については、地域の歴史や文化、環境が結びついて今日まで残されてきたものであり、文化財の保存活用を図る上で、その周辺環境と一体的に整備することが必要である。そのため、公共施設を整備する場合は、文化財や周辺の環境と調和の取れたものとし、周辺環境の保全を図るものとする。具体的には、新庄城址・最上公園周辺の修景整備や羽州街道の道路の美装化などにより、市民や来訪者が歴史を感じながらまち歩きができる環境整備を行うものとし、文化財の説明板や案内板・標柱などについても、文化財や周辺の環境と調和したものを整備するものとする。

⁹ 二次交通とは、空港や主要の鉄道駅（一次交通）などから観光目的地までの交通手段を指す。

また、文化財周辺の景観を保全するため、都市計画法や景観法のほか関係法令等に準じて、文化財周辺の景観を阻害する要素を取り除くなどの改善を推進するとともに、景観計画の策定により良好な景観を形成していく。

（５）文化財の防災に関する方針

火災や地震、豪雪などの災害による文化財の損失を防ぐため、重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針及び新庄市文化財防災マニュアルに基づき、市や文化財の所有者、管理者は日頃から高い防災意識を持って保存管理に努めていく必要がある。また、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討するなど、被災の予防やリスクの軽減を図ることが求められる。火災に関しては、発生しないための予防対策の徹底と発生した際の早期発見、初期消火、延焼防止といった迅速な消火体制の確保や、万が一の火災発生時には迅速に対応できるように日頃から防災教育・訓練に取り組む必要がある。

予防対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知設備や簡易消火設備の設置のほか、文化財を保存するうえで必要と考えられる防火設備の設置を推奨する。

毎年行われる市の総合防災訓練において、文化財を有する地域においては、文化財保護火災防御訓練を実施し、火災発生時に迅速な行動がとれるように取り組んでいるが、今後も市を含めた文化財所有者、管理者の防火意識を高めるとともに、多くの市民に文化財保護を啓蒙する取り組みを継続する。なお、文化財については、盗難や放火、毀損などの防犯^{きそん}についても注意が必要なことから、防犯設備の設置などの防犯対策について、市が所有又は管理を行う文化財について適切な措置を講じるとともに、文化財所有者、管理者などへ周知していくものとする。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市は、昭和 56 年（1981）に市制施行 40 周年を記念して『新庄市史』の編さんを開始し、基礎的な史・資料の調査、資料集の発行を行ってきた。その後、昭和 62 年（1987）に「市史編さん委員会」が設置され、平成元年（1989）から平成 11 年（1999）にかけて『新庄市史』（全 5 巻）を刊行した。その後、『自然・文化編』と『民俗編』の別巻や『史料編』（上・下）を発行し、市の歴史や文化財への関心を高める取り組みを行ってきた。

また、平成 29 年度（2017）から市史に掲載された写真や古文書、絵、地図などの歴史的な資料の画像を閲覧できる「新庄デジタルアーカイブ」としてインターネットを介して公開を開始し、文化財等の普及・啓発に努めている。

このほか、市内の小学校では、本市の歴史や生活文化などをまとめた社会科副読本『わたしたちの新庄市』を作成してふるさと学習に取り入れているほか、各中学・高校でも伝統行事や伝統的な工芸技術などの体験を取り入れた学習を実践し、子供たちにふるさとの歴史と文化を伝えることで、興味・関心を持ってもらえるような取り組みを行っている。



副読本『わたしたちの新庄市』

社会教育の分野においては、新庄藩校の名称を継承した郷土の歴史や文化を学ぶ「明倫堂」講座や、文化財を巡る歴史探訪ツアーなどの開催により、地域の歴史や文化について、市民が理解を深める事業に取り組んでいる。

今後は、これまでの取り組みを充実させ、さらなる学習機会の創出を図るとともに、それぞれの地域に残る文化財を結び付けた周遊コースの構築やマップ及びパンフレットの作成、二次交通の整備を行うことで歴史的風致を活かしたまち歩きが楽しめる環境を整備し、ホームページをはじめとする ICT を活用した積極的な広報により、本市の歴史や文化をわかりやすく伝えていくための取り組みを推進していく。

また、名所・旧跡などを案内できる観光ガイドの育成を推進し、市民への文化財の普及啓発のほか、来訪者へのおもてなしと満足度の向上を図るものとする。

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市における周知の埋蔵文化財包蔵地は、128 か所存在する。これらは地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、同法に基づく届け出を受け、山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課、開発事業者と調整・協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努めていくこととする。また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外から遺跡が発見された場合の届け出などについて、その義務を周知するとともに、山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課の指導を仰ぎながら、開発事業者などと十分な協議を行い、その保存を図るものとする。

（８）文化財の保存活用に係る新庄市教育委員会の体制に関する方針

本市の文化財に関わる業務については、専門職としての学芸員は配置していないが、教育委員会社会教育課の出先機関である新庄ふるさと歴史センター職員 4 人（会計年度任用職員を含む）が担当している。また、歴史的建造物を活用した観光振興や交流拡大に向けた取り組みについては商工観光課が、新庄城址である最上公園（都市公園）に関わる業務については都市整備課が所管しており、まちづくり全体を担う総合政策課が相互に連携をとりながら文化財の保存活用と歴史まちづくりを推進している。

今後は、貴重な文化財等の資料の収集・保存、調査・研究、展示・公開などを行う学芸員等専門職の配置を検討し、さらなる文化財の保存活用を図っていく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、文化財保護法第 190 条第 1 項及び新庄市文化財保護条例に基づき、新庄市文化財保護審議会が設置されている。新庄市文化財保護審議会は、新庄市文化財保護審議会条例において 15 人以内の委員で組織することとされており、専門分野ごとに、歴史 3 人、動植物 2 人、古建築 1 人、絵画美術史 1 人、美術 1 人、民俗 1 人の合計 9 人の学識経験者で構成されている。歴史的風致を維持向上するうえで、未指定文化財を市の文化財に指定するなどの際には、新庄市文化財保護審議会に諮り指定する。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本市の文化財を保存活用していくためには、行政機関だけで取り組むことは難しく、所有者のみならず地域において文化財の保存活用に取り組む団体と連携することが重要である。

本市における文化財の保存活用に関わる主な団体は、下記に示す団体であり、それぞれが文化財の調査や情報発信、無形民俗文化財の保護や継承活動に取り組んでいる。これらの活動団体と連携して保存活用を図るため、担い手の育成や財政的支援、助言を継続的に行っていくとともに、団体間の交流や連携、ネットワーク化などの体制整備を図っていくものとする。

団 体 名	活 動 概 要
新庄まつり実行委員会 新庄まつり山車行事保存会	新庄まつりの伝統の保持、祭りの適切な運営、祭典の振興など
おたまや保存会	新庄藩主戸沢家墓所の維持管理及び周辺環境整備など
史跡、丸仏を守る会	角沢街道の丸仏の維持管理及び周辺環境整備など
金沢新町町内会（柳の清水）	柳の清水の維持管理及び周辺環境整備など
新庄亀綾織伝承協会	市指定無形民俗文化財の新庄亀綾織の伝承と普及など
隠明寺風保存会	隠明寺風の普及など
萩野・仁田山鹿子踊保存会	萩野・仁田山鹿子踊の伝承と普及、担い手の育成など
新庄民話の会	民話と昔語りの伝承と普及、語り手の育成など
新庄民具研究会	農耕民具の収集と展示、伝統行事などの伝承など
鳥越神楽保存会	鳥越神楽の実践と伝承、普及継承など
最上の会	松田甚次郎の顕彰活動など
名勝おくのほそ道の風景地 本合海協議会	名勝おくのほそ道の風景地本合海の保存・継承、周辺環境整備など
本合海エコロジー	市指定史跡八向楯と芭蕉乗船の地周辺の環境整備など
七所明神の環境を良くする会	七所明神（宮内）の周辺環境整備及び行事の開催など
福宮チョウセンアカシジミを守る会	県指定文化財天然記念物のチョウセンアカシジミの生息地の環境整備など
雪調の会	旧農林省積雪地方農村経済調査所での雪国文化の継承など

文化財の保存活用に関わる主な団体の一覧

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の建造物等の文化財は、重要文化財1件、史跡1件、登録有形文化財2件、県指定文化財1件、市指定文化財3件の合計8件の指定等文化財が存在する。これらの指定等文化財は、文化財保護法や新庄市文化財保護条例のほか関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。今後も引き続き、それぞれの指定等文化財の特性に応じた計画的な保護を図り、必要に応じて各文化財の保存活用計画を策定する。

また、重点区域内にある歴史的風致を形成する未指定の建造物について調査し、歴史的風致形成建造物の指定等の措置を講じながら、その周辺環境も含めて総合的に保存活用を進めていく。

【重点区域での事業】

⑥歴史的風致形成建造物調査・改修事業

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内の文化財建造物等については、経年劣化により屋根や土台などの劣化や腐食などが進み、修理や整備が必要なものが多く、計画的な保護措置を実施する必要がある。

重要文化財の八幡神社本殿・拝殿については、屋根の老朽化による雨漏りが確認されているほか、拝殿において構造上のゆがみが生じている。そのため、精密な診断・調査のうえ、一部解体を含めた大規模改修に向けて所有者などと協議していくこととする。

史跡である新庄藩主戸沢家墓所（瑞雲院）については、令和3年度（2021）で各棟の大規模改修が一旦終了したが、萱屋根の劣化、破損などに対応し適切に保全するため、随時メンテナンスを講じていくこととする。

登録有形文化財（建造物）の旧農林省積雪地方農村経済調査所については、平成25年（2013）に実施した耐震診断において「倒壊する可能性が高い」とされており、今後、耐震補強と公開活用に向けた大規模改修を実施する。

県指定有形文化財の天満神社本殿・拝殿については、平成23年（2011）から2か年にわたり大規模改修を行ったが、その後10年以上が経過し萱屋根の劣化が進んできているため、改修に向けて所有者と協議していくこととする。

【重点区域での事業】

- ①八幡神社本殿・拝殿（重要文化財）保存修理事業
- ②新庄藩主戸沢家墓所（瑞雲院）維持管理事業
- ④旧農林省積雪地方農村経済調査所（登録有形文化財）保存修理事業
- ⑤天満神社本殿・拝殿（県指定有形文化財）保存修理事業

(3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存活用を行うための施設としては、新庄ふるさと歴史センターがあり、文化財を展示・活用する施設となっている。この施設は、新庄まつりの最優秀山車2台を展示する「山車会館」と、考古資料から城下町・新庄の歴史的変遷に関する資料を展示する「歴史民俗資料館」、1万点を超える農耕民具などを展示する「雪国民俗館」などの機能

を有している。そのため、引き続き文化財の適正な展示・活用に努めるため、防災の観点も含め施設機能の充実を図るものとする。また、文化財の保存活用を行う市民や団体などの活動拠点として、今後も団体への支援や活動の場の提供を行っていくこととする。

【重点区域での事業】

⑫文化財等保存団体支援事業

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

建造物や遺跡などの文化財を守るためには、その周辺の環境や景観の保全が重要となる。重点区域内の指定等文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する地域については、文化財を核として周辺環境とともに保存するため、市独自の景観計画の策定を目指す。

また、羽州街道沿いの新庄まつりの運行ルートとして景観を維持すべき通りや歴史的建造物が多く残る通りについて、道路の美装化や建物の外観の修理・補修を行い、良好な景観とするための事業について検討を行う必要がある。

重点区域の中心となる最上公園（新庄城址）については、新庄藩主戸沢家ゆかりの歴史的風致を身近に感じられる公園となっているため、天満神社本殿・拝殿の維持管理とともに一体的な修景整備を行うものとする。

また、鳥越八幡神社のある鳥越八幡公園については、地域の偉人、松田甚次郎ゆかりの土舞台があり、地域住民や神社を訪れる来訪者が散策する空間にもなっていることから、建造物と一体的に整備していく必要がある。

史跡の新庄藩主戸沢家墓所（瑞雲院）については、隣接する旧農林省蚕糸試験場新庄支場との周遊ができるよう周辺の景観に配慮した整備を行う必要がある。

【重点区域での事業】

⑦最上公園（新庄城址）修景整備事業

⑧旧農林省蚕糸試験場新庄支場周辺地域整備事業

⑨鳥越八幡公園整備事業

⑩景観・街なみ改善整備事業

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内には、指定等の文化財建造物だけでなく、未指定の歴史的建造物も数多く残っているため、周辺市街地も含め一体的に地域防災の意識を向上していくことが必要となる。そのため、文化財等の所有者や管理者のみならず、地元消防団や地域住民による自主防災組織と連携を図りながら、重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針や新庄市文化財防災マニュアルに基づき、災害などの発生予防に努めていくものとする。

また、近年は豪雨や豪雪などの事象が頻発する傾向にあるため、上記マニュアルのもと、防災設備の日常点検や防災訓練により、災害発生時の対策強化に努めていくこととする。

市の総合防災訓練が実施される地域において、指定等の文化財建造物がある場合は、文化財保護火災防御訓練を実施し、災害時における文化財保護の意識醸成を図る。

なお、盗難や放火、毀損などの防犯^{きそん}についても十分な対策が必要なことから、所有者などへ防犯設備の設置等を促し、防犯対策の強化に努めていくものとする。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に存在する有形・無形の文化財等については、これまでもホームページやパンフレットの配布などによる広報活動や地域の歴史を学ぶ講座の開催などを実施してきたが、今後も地域の歴史や文化に特化したガイドブックの作成や案内板・説明板などの設置により、より積極的な普及啓発に努めるものとする。

また、学校教育現場における伝統行事や伝統的な工芸技術を学ぶ体験学習、生涯学習としての地域史講座や史跡めぐり、歴史案内人の養成講座の開催などにより、幅広い年齢層への普及啓発を行い、歴史的風致に対する理解の促進と歴史・文化の継承を図る。

このほか、来訪者への案内解説はもとより、多言語案内表示によるインバウンド対応も視野に入れた整備を行い、周遊性を高めるためのアプリケーションなどの導入についても検討する。

【重点区域での事業】

- ⑪新庄まつり振興事業
- ⑭新庄開府 400 年記念事業
- ⑮小中学生の歴史学習推進事業
- ⑯地域の歴史・文化生涯学習推進事業
- ⑰城下町周遊まち歩き推進事業
- ⑲歴史案内人養成事業

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、本市にとって貴重な遺跡として文化財保護法に基づく保護措置が求められる。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為などを行う場合は、必要な届出や事前の協議を徹底し、その保護を図る。

重点区域内に存在する主なものは、新庄城址と鳥越館跡であり、これらは本市の歴史上重要な遺跡であり、特に新庄城址は重点区域内の城下町に関連が深く、慎重な対応が必要である。

埋蔵文化財の取り扱いについては、山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課の指導・助言を得て、適切な保護措置を行うものとする。

（８）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存活用に関わる主な活動団体は、「新庄まつり実行委員会」、「新庄まつり山車行事保存会」、「おたまや保存会」、「雪調の会」、「最上の会」などがある。また、来訪者に地域の歴史や文化を伝える団体として「新庄観光ガイド協議会」などがあり、このほか、各地域の町内会や氏子などさまざまな団体が存在し、それぞれが文化財等の保存活用と普及活動を行っている。

文化財の保護や歴史的風致の維持向上には、これらの団体との連携が重要である。さまざまな機会を捉え、その活動に対して助成や支援を行っていくものとする。

【重点区域での事業】

- ⑫文化財等保存団体支援事業（再掲）
- ⑭新庄開府 400 年記念事業（再掲）
- ⑱観光地環境美化推進事業